

新設分割に関する事前開示書類

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書面)

2021 年 11 月 26 日

アキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社

2021年11月26日

新設分割に関する事前開示書類

(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める書面)

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号
アキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役 丸山 雄平

当社は、2021年11月26日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年12月1日を効力発生日とし、当社のTEMPO NETWORK事業を、新たに設立するTEMPO NETWORK株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を実施いたします。

本新設分割に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項）

別紙のとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1)新設会社が本新設分割に際して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項

新設会社は、その設立に際して普通株式200株を発行し、本新設分割の対価として、当該株式の全てを当社に割り当て交付します。本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であることから、新設会社が設立に際して発行する株式数は任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断しております。

(2)資本金及び資本準備金の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮し、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条に定めるとおりとすることにいたしました。当社は、上記観点から、かかる資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社の最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

(1) TEMPO NETWORK 株式会社との吸収合併

当社は、当社を存続会社、TEMPO NETWORK 株式会社を消滅会社とする吸収合併契約を2021年8月27日に締結し、2021年10月1日に当該吸収合併の効力が生じました。

(2) Apaman Network 株式会社を割当先とする第三者割当増資

当社は、Apaman Network 株式会社を割当先として、2021年10月1日を払込期日とする第三者割当増資を実施いたしました。当該第三者割当増資による払込金額は499,999,149円（1株あたり1,053円で当社普通株式474,833株を発行）であります。

(3) 弁済金の受領

当社は、2021年8月6日、破産手続が開始された当社取引先（本庄工業株式会社）の破産管財人より、弁済金2,332千円を受領しました。

4. 本新設分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は584,382千円、負債の額は397,864千円です。また、本新設分割により新設会社に承継させる予定の資産の額は52,500千円、負債の額は2,500千円（いずれも2021年10月31日現在）であり、本新設分割の効力発生日以後においても、当社は資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本新設分割の効力発生日以後、当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後、当社の債務の履行の見込みがあると判断しております。

(2) 新設会社の債務（本新設分割により新設会社に承継させるものに限ります。）の履行の見

込みに関して

上記 4.(1)記載のとおり、新設会社に承継される予定の資産の額は負債の額を上回ります。

また、本新設分割の効力発生日以後、新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後、新設会社の債務の履行の見込みがあると判断しております。

以上

(別紙)

新設分割計画書

アキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、当社が営む TEMPO NETWORK 事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を、新たに設立する TEMPO NETWORK 株式会社（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）を行うに際し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（新会社の定款で定める事項及び新会社の本店所在場所）

- 1 新会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙 1（定款）のとおりとする。
- 2 新会社の本店所在場所は、東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号とする。

第 2 条（新会社の設立時取締役）

新会社の設立時取締役は、丸山雄平とする。

第 3 条（新会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

- 1 新会社が、新会社の成立の日（第 6 条に定める。）に、本分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙 2（承継権利義務明細表）記載のとおりとする。
- 2 当社は、本分割に基づき新会社が当社から承継する債務について、これを重畳的に引き受けるものとする。当該債務の当社及び新会社の間における負担割合は、新会社の全部負担とし、当社が当該債務の全部又は一部を履行した場合には、当社は、新会社に対し、求償できるものとする。

第 4 条（新会社が本分割に際して交付する株式の数）

新会社は、本分割に際して普通株式 200 株を発行し、その全てを当社に対して割当て交付する。

第 5 条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立の日における資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金 10,000,000 円
- (2) 資本準備金 0 円
- (3) 利益準備金 0 円

第 6 条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021 年 12 月 1 日とする。但し、本分割の手続上の必要性その他の事情により、必要な場合には、当社取締役会の決議により、これを変更できる。

第 7 条（競業避止義務の不存在）

当社は、新会社の成立の日以降においても、本事業について、法令（会社法第 21 条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

第 8 条（条件変更及び新設分割の中止）

本計画の作成後、新会社の成立の日までの間に、当社の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本分割の実行に重大な支障となり得る事象が発生し若しくは判明した場合、その他当社取締役会が必要と認めた場合は、当社取締役会の決議により、本分割に関する条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

第 9 条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、当社がこれを定める。

（本頁以下余白）

以上の本計画作成を証するため、本書 1 通を作成し、当社が記名押印の上、これを保有する。

2021 年 11 月 26 日

当社：東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号
アキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役 丸山 雄平



(別紙 1)

TEMPO NETWORK 株式会社

定 款

TEMPO NETWORK 株式会社
定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、 TEMPO NETWORK 株式会社 と称し、英文では、Tempo Network Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズチェーンシステムによる不動産店の経営及び経営指導
2. 経営コンサルティング業務
3. 店舗等の経営業務の受託、委託、請負及び斡旋、仲介
4. 国内外の企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携並びに事業譲渡、資産売買、資本参加、合併に関する斡旋及び仲介
5. 国内企業の海外進出に関するコンサルティング業務
6. 海外企業の日本進出に関するコンサルティング業務
7. 人材の教育訓練、指導及び育成業務並びに人事コンサルティング業務
8. 各種セミナー及びイベントの企画、制作、管理、運営及びその請負業務
9. 宣伝広告、販売促進、マーケティングに関する企画、制作、実施及びコンサルティング並びに広告代理業務
10. コンピューター及びモバイル（携帯電話等移動体通信機）用のウェブサイトの企画、制作並びに管理業務
11. 不動産の売買、仲介、賃貸、斡旋、管理及び保守業務
12. 建築土木工事の設計、施工、監理及び請負業務
13. 店舗、商業施設等のデザイン、設計及び監理並びにインテリアコーディネート業務
14. 建物内外の保守管理、警備、清掃業務
15. 損害保険の代理業
16. 不動産取引に関する信用供与
17. 総合リース業並びに動産（消耗品を除く）の賃貸借及び保守管理業務
18. 不動産の有効活用、財産形成等の各種コンサルティング業務
19. 情報処理及び情報提供サービス業務
20. コワーキングスペース及びレンタルオフィスの施設経営
21. 事務機器、厨房器具、店舗備品等の販売
22. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は官報に掲載してする。

第2章 株式

(会社が発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は10,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に株主名簿に記載された者、又はその一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、請求しなければならない。

2 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当会社の請求によりその事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主

をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定する必要があるときは、取締役の過半数の決定により、基準日を定めることができる。この場合は、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならぬ。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集通知の省略)

第14条 株主総会は、株主全員の同意のあるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障のあるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たり、取締役の全員に事故若しくは支障のあるときは、出席株主中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の有する議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権のある株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権行使することができる。ただし、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の過半数の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当会社の取締役を複数名置く場合は、株主総会の決議により代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、当該事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払提供をしてから満3年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第26条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2022年3月31日までとする。

(規定外事項)

第27条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

(別紙 2)

承継権利義務明細表

第3条第1項に定める資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、第6条に定める新会社の成立の日の前日終了時における以下のものとする。

1. 新会社に承継される資産

(1) 流動資産

- ① 本事業に属する現金及び預金 金 5,000 万円に、第2項に定める債務及び負債の帳簿価格を加算し、第1項第(1)号②に定める流動資産及び第1項第(2)号に定める固定資産の合計金額を控除して得られた金額
- ② 上記①に定めるほか、本事業に属する貯蔵品、未収入金、前払費用等の流動資産

(2) 固定資産

本事業に属するソフトウェア等の無形固定資産

2. 新会社に承継される債務

本事業に属する未払金その他的一切の債務、負債

3. 雇用契約その他の権利義務

- (1) 当社と当社従業員との間の一切の雇用契約は、新会社に承継されない。
- (2) TEMPO NETWORK フランチャイズ加盟契約その他本事業に属する一切の契約について、契約上の地位及び権利義務（発生済みのものを含む。）は、新会社に承継される。但し、雇用契約が新会社に承継されないことは、上記(1)に記載のとおりである。

以上

